

# 入居世帯の収入（政令月収）の算出方法

入居世帯の収入（政令月収）は以下の式で算出されます。

世帯の所得額合計

—

控除額

÷ 12 = 政令月収

- 給与収入の方
  - ・勤務先が発行する源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
  - ・市町村が発行する所得証明書の「給与所得」
- 事業収入の方
  - ・所得税の確定申告書の「所得金額」
- 年金収入の方
  - ・公的年金等源泉徴収票の「支払金額」欄の記載額から下表の計算を加えたもの

### 65歳未満の方

年間総収入金額(A)	年間総所得金額
0円 ~ 700,000円	0円
700,001円 ~ 1,299,999円	(A) - 700,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円
7,700,000円 ~	(A) × 0.95 - 1,555,000円

### 65歳以上の方

年間総収入金額(A)	年間総所得金額
0円 ~ 1,200,000円	0円
1,200,001円 ~ 3,299,999円	(A) - 1,200,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円
7,700,000円 ~	(A) × 0.95 - 1,555,000円

控除の種類	対象者	控除額
親族控除	申込者以外で同居する親族及び 所得税法に基づいた 遠隔地扶養家族	一人につき 38万円
特定親族扶養控除	扶養親族（配偶者は除く）及び 遠隔地扶養親族のうち 16歳以上23歳未満の方	一人につき 25万円
老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上で、所得税法上 老人扶養親族 または老人控除対象配偶者の方	一人につき 10万円
障害者控除	特別障害者以外の障害者の方	一人につき 27万円
特別障害者控除	1・2級の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳1級、 療育手帳A級をお持ちの方	一人につき 40万円
寡婦(夫)控除	所得税法上に寡婦または 寡夫控除の適用を受けている方	27万円以内で 本人の 所得の範囲内

## 月額所得（政令月収）計算シート

入居世帯の所得	金額
申請者本人の所得	
同居親族（ ）さんの所得	
同居親族（ ）さんの所得	
同居親族（ ）さんの所得	
世帯の所得額合計	

—

控除額	控除額計算	金額
親族控除	38万円 × ( ) 人 =	
特定扶養親族控除	25万円 × ( ) 人 =	
老人扶養控除 老人配偶者控除	10万円 × ( ) 人 =	
障害者控除	27万円 × ( ) 人 =	
特別障害者控除	40万円 × ( ) 人 =	
※寡婦(夫)控除	27万円 × ( ) 人 =	
	控除額合計	

÷ 12 =

政令月収

※所得が27万円以下の場合はその金額